

# 小金井公園走友会会則

## (総則)

### 第1条

本会は小金井公園走友会と称し、事務局を事務局長宅に置く。

### 第2条

本会は小金井公園の自然を愛し利用する者が集い、走り、協力し、健康の維持・増進とお互いの親睦を深めることを目的とする。

### 第3条

本会は前条の目的達成のため次の活動を行う

#### (1)

月当番が主体となり合同練習の計画を実施する。また、担当月の各種大会等を紹介し、参加の取組みや記録を行う。

#### (2)

本会は各種大会への参加と大会の主催を行う。

#### (3)

名簿・会報の発行、傷害保険の取扱い、陸連加入手続きを行う

#### (4)

その他会の目的達成に必要な活動を行う。

## (会 員)

### 第4条

本会の会員は小金井公園を利用する満16歳以上の男女とする。

### 第5条

本会の会費は一人につき年額3,000円とし前納する。

## (組 織)

### 第6条

本会は次の役員を置く。

月当番若干名、顧問若干名、会長1名、副会長若干名、事務局長1名、副事務局長1名、事務局員若干名、会計1名、監事1名

### 第7条

役員任期は次の通りとする。

#### (1)

会長は、本会を代表し総会を招集する。

#### (2)

副会長は、会長を補佐する。

#### (3)

事務局長は、会長の指示を受け会務を行う。

#### (4)

副事務局長は、事務局長を補佐する。

#### (5)

月当番は、各会員が毎年1カ月間担当する。

#### (6)

事務局員は、活動の企画、広報、渉外等会の推進を図る。

#### (7)

会計は、経理を担当する。

#### (8)

監事は、経理を監査する。

#### (9)

月当番を除く役員任期は1年間とし、再任を妨げない。

#### (10)

顧問は、本会発展のため助言する。

(総会)

第8条 総会は毎年8月に開催し、会員の過半数(委任状を含む)の出席で成立する。また、議案は出席者の過半数で決議される。

第9条 総会は、(イ)予算と決算 (ロ)活動方針 (ハ)役員選出 (ニ)会則改正 (ホ)その他 必要事項を審議する。

(会計)

第10条 本会の経費は会費及び寄付金等でまかなう。

第11条 会計年度は毎年6月1日から翌年5月31日までとする。

(入・退会)

第12条 本会への入会は所定の申込書に必要事項を記入し、会費を添えて申し込む。脱会する場合は、事務局に届出書を提出する。また会の名譽を毀損したときは除名する場合もある。

第13条 本会の会員には慶弔費を支給する。

付 則 本会則は、次の通り制定・改正・施行する。

- 1 本会即は、昭和58年12月11日に制定し、昭和58年12月12日から施行する。
- 2 昭和62年8月23日に改正し、昭和62年9月1日から施行する。
- 3 昭和63年8月21日に改正し、昭和63年9月1日から施行する。
- 4 平成元年8月20日に改正し、平成元年9月11日から施行する。
- 5 平成4年8月23日に改正し、平成4年9月1日から施行する。
- 6 平成6年8月21日に改正し、平成6年9月1日から施行する。
- 7 平成8年8月18日に改正し、平成8年9月1日から施行する。
- 8 平成11年8月22日に改正し、平成11年8月1日から適用する。
- 9 令和元年8月18日に改正し、令和元年8月1日から適用する。